

質 疑 応 答

12-5 数量計算書や積算書に違算があり、申請額が増額する場合の取扱いはどうなりますか。

災害査定時に、数量計算書や積算書の転記誤り、計算誤りなど、いわゆる違算により申請額が増額となることが判明した場合であっても、査定官、申請者および立会官の三者で内容を確認・調整したうえで、申請者の負担とならないよう、増額査定を含めて適切に対応することとしています。

このため、必ずしも申請替えを行う必要はありません。

なお、増額の要因が違算以外であっても、その内容から申請替えを要しないと判断される場合があるため、査定官、申請者および立会官の三者で協議のうえご判断ください。